



# ヤマザクラ通信 vol.13

ヤマザクラ課（ヤマザクラグループ）

（☎58-5111・75-3111 内線1321）

## 「名勝」と「天然記念物」

### 名勝「櫻川」

大正8年、現在の文化財保護法の前身の史蹟名勝天然記念物保存法が制定されました。

制定の背景には、当時急速な近代化、資本主義化が進み、鉄道や工場の建設など、土地開発が盛んに行われる中で、土地に結び付いた文化財が破壊されることが少なくなく、これらを保護しようという運動が起こったことでした。

運動の中心人物だった、東京帝国大学教授で植物学の権威、三好学博士は「天然記



三好学博士

念物」という言葉の生みの親でもあり、同法制定後も史蹟名勝天然記念物調査委員会委員として、全国の天然記念物やその候補について調査にあたりました。

三好博士は桜博士とも呼ばれ、当時の桜の分類や保護に多大な業績を残した人物でもあり、天然記念物の調査をもとに、一例として、石川県の「兼六園菊桜」や新潟県の「御所桜」など、学名も記載しています。このように、興味を持った桜に対しては、より詳細な調査を行っており、その対象はもちろん桜川にも及んでいます。

三好博士の著書には、史蹟名勝天然記念物保存協会会長で貴族院議員の徳川頼倫公などとともに、明治から大正にかけて、何度も桜川（磯部地区



徳川頼倫公（左）らとともに桜川の調査をする三好学博士（左から二人目）

や雨引山）の調査に訪れた様子が記されており、その際に、特徴を持ったヤマザクラやカスミザクラ16本に学名をつけ、そのうち11本を自身の『櫻花図譜』にも掲載しています。こうした調査の結果、桜川は法制定から5年後の大正13年12月9日に、国の「名勝」として指定を受けることとなります。

### 天然記念物「桜川のサクラ」

桜は生き物なので、特別な管理をしなければ、いずれ衰弱し枯れてしまいます。

名勝指定時の記録を見ると、幹周り5mもある古木が何本もあったようですが、時の流れとともに枯れてなくなり、現在ある桜はその後に補

植されたものです。

しかし、桜の持つ忌地現象（連作障害）をはじめ、さまざまな理由から名勝指定地の桜は衰退の一途を辿り、貴重な特徴を持った山桜や往時の景観が失われつつありました。

こうした状況を憂いた人たちの助言もあり、昭和49年に、当時の岩瀬町は国に対し、名勝指定地の一部追加と同指定地の内の桜の「天然記念物」指定を申請します。これが認められ、桜川の桜は景勝地としての指定と、貴重な種としての指定という二重の保護を受けることとなりました。

### 本格的な文化財の保存へ

天然記念物指定から50年近くが経過しましたが、未だ樹勢の衰えは止まりません。桜川市では、平成29年から、第一線で活躍する専門家を委員に招き「ヤマザクラ保全活用計画」を策定、樹勢の回復と景観復元のための実施計画を作るなど、本格的な保全活動に取り組んでいます。

復旧までには長い年月が掛かりますが、文化財保護の原点に立ち返り、後世に引き継いでいきたいと思えます。

株式会社 さくらほーる 総合葬祭 こもり

# 家族葬

0120-44-4483

本社 / 〒309-1214 茨城県桜川市東桜川13-13 TEL.0296-75-4066 FAX.0296-75-2555

事前相談 受付中